

平成29年第3回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年 2月23日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時		平成29年 2月23日 午前10時00分	
閉 会 日 時		平成29年 2月23日 午前11時10分	
出席委員	委 員	田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		平良木 宣 行	
		森 脇 直 美	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	森 脇 直 美	
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		生涯学習課長	桂 川 実
		体育振興課長	高 橋 政 一
		管理課長補佐	渡 部 貴 志
		学校給食センター所長	高 橋 俊 彦
		情報館館長	福 地 玲 子
		海事記念館館長	稲 垣 聡
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第 6 号	平成29年度学校給食費の額の決定について【原案承認】
	議案第 7 号	平成29年度厚岸町教育行政執行方針の策定について【原案承認】
	議案第 8 号	平成28年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案承認】
	議案第 9 号	厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について【原案承認】
	議案第10号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案承認】
6	(協 議)	
	協議第 1 号	平成28年度厚岸町立学校卒業式の参列者について【協議済】
7	(報 告)	
	報告第 1 号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
8		閉会

平成29年第3回厚岸町教育委員会

平成29年2月23日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、平成29年第3回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。追加議案が配布されております。

 追加議案の報告第1号につきましては、学校職員に係る損害賠償請求事件についての報告につき、会議規則第15条の規定に基づき非公開とし、その他の議案については公開として進めたいと思っておりますがよろしいですか。

(はい。の声)

 それでは、日程第5の議案第6号から議案第10号、日程第6、協議第1号までは公開とし、追加議案の報告第1号は非公開事件のため、先に議案と協議の審議を行いますので、ご了承願います。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日2月23日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日2月23日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 平成29年1月25日に開会した第2回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の

平良木委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これ
をもちまして承認とさせていただきます。

●教育長

日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであり
ます。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規
定により、森脇委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

●教育長

日程第5、議案第6号「平成29年度学校給食費の額
の決定について」を議題といたします。職員は、提案理
由と議案内容の説明をお願いします。

●給食センター所長

ただ今、上程いただきました
議案第6号 平成29年度学校給食費の額の決定につい
て、その提案理由をご説明申し上げます。

前回の第2回教育委員会で諮問のありました平成29
年度の学校給食費について、厚岸町学校給食センター管
理条例第5条及び同条例施行規則第8条第1項の規定に
より、本案を提出するものであります。

議案3ページをお開き願います。

今月10日に開催された平成28年度第2回の厚岸町
学校給食センター運営委員会から答申された給食費の額
は、28年度と同様の小学校212円、中学校261円
とする内容で、今後、食材の高騰が予想されますが、献
立等の工夫をしながら29年度につきましても、現状の
額を維持するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議のうえ、ご
承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、平成29年度の小中学校給食費の額を決定す
ることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第7号、「平成29年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、「議案第7号、平成29年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」その提案理由と内容について説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

教育行政執行方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により策定するべく、今回、本案を提出するものであります。

教育行政執行方針については、教育委員会が所管する政策及び計画などについて策定しているところですが、総合教育会議で策定した「厚岸町教育大綱」に示された三つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいります。他に関係法令や平成28年度の教育行政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。別途お配りしている教育行政執行方針の1ページをご覧ください。

序章となります。そして、第1の学校教育の充実については、2ページの重点の1から11ページの重点の7までを策定しております。

第2の社会教育の推進については、12ページの1点

目から16ページの6点にわたり策定しております。

第3のスポーツの振興については、16ページから17ページにわたり策定しております。

今年度の教育行政執行方針については、事前にお配りしお目通しをされていることと理解しておりますし、先に、開催されました本年度2回目となる総合教育会議において重点項目及び新たな取り組みについて説明しご了承いただいているところです。

重複となりますので、本日は、詳しい説明は省略させていただきますが、総合教育会議での意見を踏まえた変更点及び、その後の内容精査により追加及び変更となった部分のみ説明いたします。

2ページの1行目の学校・家庭・地域・関係機関が連携し、の後に、教育大綱にも示されている「安心・安全な教育環境の下、」を加えた内容としております。

7ページ1行目、重点の4の、学校・家庭・地域の後に、「関係機関」を加えた内容とし、先ほど説明した2ページとの整合性を図っております。

重点の6「今日的な教育課題に対応する教育の推進」であります。9ページになります。2点目の、ICT教育の推進の中で、4行目後段の、引き続き実践授業を通して教育効果について検証を進めるとともに、とありますが、実践授業の前に「引き続き」を加えております。これは、28年度、既に授業を実施していることと、この事業の検証によって、今後、全部の学校に大きく関わるため、しっかりとした検証をするという意味で付け加えております。同じく9ページになりますが、4点目の一番下の行、「学校図書館の効果的な活用とその役割について検証を進めてまいります。」としました。変更前は、「学校図書館活動の活性化を進めてまいります。」でしたが、より分かりやすい表現としております。

重点の7、「教育環境の充実及び施設整備」について

の変更点です。3点目の児童生徒への就学支援についてになります。11ページの4行目から、要・準要保護児童生徒就学奨励費を増額支給し支援の充実に努めることを加えております。これは、児童生徒とも学用品費及び新入学学用品費を現在の支給額を倍増することから、その内容を掲載しております。続いて社会教育の推進についてであります。

12ページの下から2行目から国際交流事業の記述がありますが、厚岸翔洋高等学校生徒2名を派遣し、から、厚岸翔洋高等学校生徒2名を派遣する実行委員会を支援し、に改めます。これは、この事業は実行委員会を組織し行うことからこのような表現とするものであります。

以上が、総合教育会議でご説明した後の変更点となります。大変簡単な説明であります。平成29年度 教育行政執行方針の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、平成29年度の教育行政執行方針についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 11ページ目の追加になったところがありますよね。増額になったのは、学用品などの備品の金額が従来の支給の倍になるという事ですか。

●管理課長

この部分は要保護・準要保護の援助でありまして、それぞれ小学校、中学校に学用品費を支給しております。

その部分を今まで支給していた部分の要保護の基準額の半分で今まで支給していました。それを要保護と同じ基準に戻して全額支給します。これは平成17年度までは全額支給しておりましたが財政改革と言うか当時財政的に苦しくなったものですからそれぞれの課で切詰めると

いった中で、この部分を半額しておりました。それを今回、国の要保護の基準に合わせて支給するとなったものであります。新入学児童・生徒の関係ですけれども、これも国の要保護の基準が今変わります。それに合わせて新年度予算の時には、確定しておりませんでしたので、予算には計上しておりませんでしたけれども、その基準に合わせて支給すると言うことで、町長までの決裁を頂いております。それで既存の予算で支出して足りない予算については12月補正をする予定です。

●教育長 よろしいでしょうか。

●濱委員 はい。わかりました。

●教育長 他にありませんか。

●濱委員 18ページの結末なんですけど、前回から町長と相互の連携をと言うのが追加になっているんですよね。ここをもっと具体的に書いた方が良くと思うんですけど、例えば、総合教育会議で町長と相互の連携を図りつつとか、具体的にどうゆうことをやって町長と連携を図っていくのか入れた方が、分かりやすいのではと思って読んでいたんですよね。だから漠然としているというか、普段から町長と連携は図っているんだけど、この部分が前回から追加になっているんだけど、それだったら具体的にどういうことで町長と連携していくというのを入れた方がいいのかなと感じたんですけどどうでしょう。

●管理課長 1 ページ目の序章の中に教育大綱の部分が書かれています。教育大綱については、総合教育会議で作られたものですので、三つの基本方針を中心に、重点に取組みを進めて行きますと言う書き方をしております。

、濱委員からも総合教育会議でおっしゃられた部分で先ほどの相互の連携を図るという部分を付け加えさせていただきました。総合教育会議という直接的な表現は含まれていませんけれども、そういう意味も含まれているとということでご理解いただきたいと思います。町長の執行方針の中でも、教育委員会との連携という話は載っています、とということでもちかも二重に同じような表現はしなかったとということです。

●濱委員 わかりました。

●教育長 他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長 他に質疑がないようですので、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第8号、「平成28年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第8号「平成28年度厚岸町一般会計補正予算、教育費の申し出について」提案理由と内容についてご説明いたします。

 なお、私からは、管理課の所管事項に関する主なものについてご説明いたします。

 別途お配りしております議案第8号説明資料「平成28

年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」
をご覧ください。

まず、歳入であります。1ページをご覧ください。

左から款・項・目・補正前の額・補正額・計、右のページは節、そして説明欄となっております。それでは、説明いたします。

14款使用料及び手数料、2項手数料、7目教育手数料、1節教育総務手数料、車庫証明の年度内収入見込による減額でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金50千円の増、及び3節中学校費補助金23千円の減、説明欄記載の特別支援教育就学奨励費補助金他、それぞれ事業費確定見込による補助金の増減です。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、教員住宅の貸家料^{かしや}288千円の減、年度内収入見込による減額でございます。

21款諸収入、6項・3目雑入、総合賠償補償保険金（訴訟事務）3千835万の増、学校職員が起こした損害賠償請求事件が結審したことによる賠償金等の計上であります。この歳入については全額、保険会社からの補填であります。以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出であります。3ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額増減なしですが、右側の事業別説明欄のとおり、事業費精査による計数整理で事業予算内での組み替えであります。

2目事務局費、37,823千円の増、右側の事業別説明欄をご覧ください。教育委員会事務局440千円の減、主に共済費健康保険料ほかの449千円の減、概算雇用保険料の確定見込によるもので、その他は事業費の確定見込による計数整理であります。

教育事務評価会議は、事業費の確定見込による計数整

理であります。

訴訟事務は、学校職員による損害賠償請求事件に係る予算であります。この事件については、札幌高裁を経て最高裁に上告されておりましたが、最高裁が平成28年12月13日に不受理を決定したため結審いたしました。

速やかに支払をするため、本補正予算として町側弁護士への2名分の報酬、相手方への賠償金を計上しております。

3目教育振興費、566千円の減。事業別説明欄のとおり、事業費精査による計数整理であります。6ページ高等学校教育支援「通学バス定期券購入助成」については、利用者の減により562千円の減であります。

5ページ、4目教員住宅費、1,622千円の減、事業別説明欄のとおり、主なものは、教員住宅整備事業1,070千円の減、契約実績に伴う計数整理であります。教員住宅解体事業548千円の減、糸魚沢地区老朽化教員住宅2棟の解体について事業確定によるものです。

7ページ、5目就学奨励費、13千円の減、事業費確定による計数整理です。

6目スクールバス管理費、6千円の増、増の要因は、事業別説明欄、スクールバス運行のうち、車検取得に伴い、重量税に不足が生じたためであります。

2項小学校費

1目学校運営費、639千円の増、厚岸小学校から高知小学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の見込による計数整理が主なものであります。特にこの冬は、気温が低い日が多いことから燃料費と、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。

9ページ、2目学校管理費、455千円の増、事業別説明欄のとおり、事業費確定による計数整理ですが、12ページの学校管理において、行政業務委託料で106千円

の増額となっておりますが、これは、高知小中学校の煙突において断熱材の剥落が確認され、緊急を要したため石綿の含有調査と浮遊調査を行ったものであります。

学校備品・教材等整備では、施設用備品購入564千円の増、太田小学校の体育館のカーテンが経年劣化したため購入するものです。

1 1 ページ、3 目教育振興費、1,651千円の減、事業別説明欄のとおり、小学校教育振興は、1,527千円の減となっておりますが、学級支援員を募集していたものの応募がなく、年度明けから任用となったため、不用額を減額するものであります。

要・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励については、支給額の確定等による減額であります。

1 3 ページ、3 項中学校費

1 目学校運営費、2,021千円の増、厚岸中学校から高知中学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の精査による計数整理が主なものであります。小学校と同様、燃料費と、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。

1 5 ページ、2 目学校管理費、929千円の増、事業別説明欄、学校管理の需用費修繕料1,029千円の増、主な内訳として、真龍中学校体育館の暖房修繕に712千円、太田中学校ドア修繕223千円となっております。

3 目教育振興費、446千円の減、事業別説明欄のとおり、事業執行に伴う計数整理であります。

25ページをお開き願います。6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、357千円の減、事業別説明欄のとおり、いずれも事業実績による計数整理であります。

27ページ、4 目学校給食費2,949千円の減、事業別説明欄の学校給食センター運営委員会及び学校給食センターにおいて、事業費確定見込に伴う計数整理による減であります。

なお、30ページの学校給食センター事業において、共済費498千円、賃金1,726千円の減となっておりますが、非常勤栄養士が自己都合により退職し、後任を募集していたものの現段階でも希望者がいなく任用できなかったため、減額とするものです。

以上で、簡単ですが管理課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続いて、生涯学習課の補正予算について説明させていただきます。

歳入につきましては、3Pの14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料の3節社会教育使用料で、49千円の減となりまして、海事記念館で31千円の減、郷土館で6千円の減、太田屯田開拓記念館で12千円の減となり、それぞれ利用実績並びに見込みによる減であります。

また、11Pの21款諸収入1項1目雑入では、12Pの中段下側になりますが、パソコン講座受講料が49千円の減、自動販売機設置電気料（情報館）となってる部分で11千円の減と3月までの見込みによる減であります。更に、公用車の廃車に伴う鉄くず売り払い代で20千円の増となっております。

更に、13Pの教育債、14Pの下段に記載されています、社会教育債で芸術文化債1,000千円、友好都市子ども交流債1,200千円、厚岸情報館債800千円が過疎特別分として計上されております。

次に歳出ですが、13Pをお開き願います。

積算内容につきましては、実績並びに見込みによる端数整理に伴う増減ではありますが、1点だけ内容説明させていただきます。

16ページの芸術文化の負担金補助及び交付金で各小

中学校（床潭小1、高知小1、中学校2、真小1）の教諭5名が、釧路管内リコーダーコンテストの一般合奏の部で3年連続金賞を受賞し、1月10日に札幌市で開催された全道大会に出場したことにより、厚岸町文化振興助成条例第3条第4項により旅費の一部助成147,180円を補助金計上しております。

以上、簡単な説明であります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 体育振興課長 続きまして、体育振興課関係について説明いたします。事項別明細書の歳入の2ページをご覧ください。

14款 使用料及び手数料、1項 使用料、7目 教育使用料、4節 保健体育使用料、海洋センター使用料3千円の減、勤労者体育センター使用料14千円の減、宮園公園パークゴルフ場使用料290千円の減、温水プール使用料5千円の増、いずれも利用実績及び今後の見込みによる増減です。

次に、16款 道支出金、2項 道補助金、8目 教育費道補助金、100千円の増、平成28年度地域づくり総合交付金事業として、厚岸町が北海道に申請しておりました各種事業の内、厚岸町防災対策事業において、執行段階で交付金に100千円の不用額が生じたため、この不用額を宮園公園野球場改修事業に振り替えるための補正計上であります。

次に、21款 諸収入、6項3目3節 雑入、2段目、公有物件建物災害共済金464千円皆増、昨年8月17日、本町に來襲した台風7号により被災した、海洋センター艇庫シャッター並びに勤労者体育センターアリーナのサッシについて、修繕費用の一部補填として北海道町村会から納入があった、公有物件建物災害共済金の計上であります。次に、下段の2項目、自動販売機設置電気料(体育施設)3千円の減、同じく温水プール3千円の減、購入見込み減

による減額です。

続きまして歳出でございます。25～26ページをお開き願います。

6項、保健体育費、2目、社会体育費、373千円の減
事業別では、スポーツ推進審議会、22千円の減、報酬17千円、旅費5千円の減、執行額確定による減であります。

社会体育一般では、4千円の減、役務費5千円の減、公課費1千円の増、公用車ライトバン車検整備に係る経費の確定による増減であります。

スポーツ推進委員では、59千円の減、報酬46千円、旅費12千円の減、スプリント選手権大会中止に伴う所要経費の減、次ページにわたり、負担金補助及び交付金1千円の減、執行額確定による減額です。

体育施設では、364千円の減、需用費210千円の減、主な内訳として、燃料費9千円の増、光熱水費219千円の減、それぞれ執行済額と今後の見込み額による増減です。役務費5千円の減、電話料5千円の増のほか、執行額確定による減、委託料149千円の減、体育施設管理委託料執行額確定及びスケートリンク管理棟委託料の見込みによる減額です。

スポーツ振興では、76千円の増、報償費88千円の減、各種大会開催時の審判謝礼及び大会記念品の執行額確定による減、委託料36千円の減、スポーツ少年団による利用実績と今後の見込みによる減、負担金補助及び交付金200千円の増、スポーツ振興助成の実績額と今後の見込み分による増額であります。

続いて、3目、温水プール運営費、1,333千円の増。内訳は需用費の水道料22千円増、電気料200千円の減いずれも執行額確定による増減です。修繕料1,511千円の増、経年劣化に伴う浄化装置修繕及び循環濾過ポンプ取り替え修繕にかかる経費の増額計上です。以上、体育振興課

に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

●教育長 内容は、町議会第1回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 歳入の方なんですけど、2ページにあります保健体育使用料の宮園公園パークゴルフ場の使用料が29万円の減ということなんですけど、利用者が少なくなったからということなんですけど、使用料の中には年間を通してやるシーズン券の利用者と都度使用する使用料の二つになると思うんですけど、どちらが減ってきているんですかね。

●体育振興課長 パークゴルフ場の利用状況につきましては、平成27年度と平成28年度を比べますと、個人利用よりシーズン券が増えまして、二千人程度の減員となっております。個人の利用、一日券がかなり減っておりますけども、厚岸町外から来られる方々がかなり減っているというふうに押さえています。また、町民の利用するシーズン券も75歳以上のシルバーシーズン券の方々が年齢を重ねて来れなくなって来ているのがあるのと、一般のシーズン券を買われる方々も減っているんで、シーズン券も右肩下がりでトータル的に減員していった状況になっております。平成26年度から平成27年度にかけては横ばいであったんですけど、27年度から28年度にかけてかなり利用状況が下がったという状況で、平成29年度に向けてどのような形になっていくのか予想はできていないんですけど、このままの状況では上がって行くことは望めないのかな、と思っております。

●田辺委員 内容的には分かりました。町外から減ってくるのは、他

でも整備されているので、そちらにまわってしまうのかなと思ひまして、問題は町内の利用の関係なんですけど、今聞きますとプレーしている年齢がどんどん上がって行って、今まで6、7千円のシーズン券利用がシルバーになるとおおむね半額くらいになると、そういう事が影響があるということなんです。新しい人なんですけど、去年あたりも初心者講習会みたいなものを取組んだことを思ひだしているんですけど、あれは協会で行っているんですか。それとも体育振興課で行っているんでしょうか。

●体育振興課
長

今お話ありました、パークゴルフ初心者教室ですけれども、去年からはじめまして主催は教育委員会の方で主催をしまして、実際の実技講習については、パークゴルフ協会と共催ということでやらせていただいて、あいにく当日は霧雨模様でコンディションが良くなかったんですけど、参加人数が8名程参加していただいて、初めての試みでしたので、今後継続して新年度も協会さんと協力して進めていきたいとは思っておりますけど、そういった部分では底辺の拡大という方策をとって行きたいと考えております。

●田辺委員

はい。わかりました。折角立派な施設でありますから少しでも利用していただくという、きっかけづくりといひますか、そういう意味では効果があると思ひますので、是非継続をお願いします。あと、先ほど説明ありました12ページの賃金で学級支援員の応募がなく半年間過ぎされたという部分、もう一つは30ページの学校給食センターの非常勤の栄養士さんを募集していたけどそのままという、人手がいなかったということですが、その辺現場の方ではこれに対する影響であるとか、特別それを補うような措置など問題等は無かったのかお聞かせ願ひたい

んですけど。

●管理課長

まず、学級支援員ですけど配置は真龍小学校に配置する予定でした。当初3名を予定しておりましたが、2名しかいないということで、ハローワークにも出しましたし、色々つてを使って教員の奥さんですとか教員免許をもっておられる方に色々あたりましたが、いなくていたんですけど、ちょっと遅かったんですけど1月の3学期から見つかりまして、任用しております。その間学校の体制を補充するために工夫してやっております。

たまたま、今年は情緒学級が2学級になっています。2学級になると先生が3人つきます、加配というかその部分の先生をうまく活用してですね、当然影響はあるんですけど影響を最小限に学校の方で工夫して指導していたということでもあります。給食センターの件ですけど、4月に一度任用になりまして、体調を崩しまして自己都合退職しております。この方に関しましても色々つてをたどったりして探したんですけど中々、栄養士をもっている方がいなくてですね無理でした。ということで補充できませんでした。この方の補充ができないために、実際に給食センターの職員、特に栄養教諭に負担がかかっている状況にあります。特に食育について栄養教諭が食育にかかる時間が減ってしまうという影響がご材ます。

ただ、如何せん人がいませんで、いたしかたないという状況なのかなと思いますけど、今年度はこういう状況でありましたので食育については当初の目標については十分ではなかったのかなと考えておりますので、29年度は何とか見つけて配置したいと考えております。それによって栄養教諭も食育に取り組む時間も当然取れますので、人材を確保したいと考えております。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第9号、「厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第9号 厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定につきまして、その内容と提案理由を説明させていただきます。

この規則は、厚岸町における小学校・中学校の通学区域制度を確立し、義務教育の機会均等及び通学の適正を図ることを目的としており、通学区域は、地域の状態や交通状況等を考慮して定めております。

今回の改正は、ご承知のとおり、床潭小学校が、平成28年度末をもって閉校となることから、本規則に規定しています、床潭小学校に係る部分を削る改正を行うため、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書6ページをご覧ください。

議案第9号 厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則でございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第9号説明資料「厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたします。

本規則第3条において、厚岸町の小中学校の通学区域を規定しておりますが、別表中、小学校の部、厚岸の項中、「登喜岱」の次に、現在、床潭小学校の通学区域となっている「床潭、大黒島、小島」を加えるものであります。次に、閉校となる床潭の項を削る改正をするものであります。

議案書6ページへお戻り下さい。

附則であります。改正後の規則は、平成29年4月1日から施行しこうするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、床潭小学校閉校にともなう、厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 今回の改正には直接関係はないんですけど、通学区域の事情によって変更している人は何人かいるんでしょうか。

●管理課長 今現在、何人かおります。ご存じだと思いますが、以前はかなり縛りがきつくて、それ相応のかなりの事情がなければできなかつたんですけど、法律等の改正によりましてかなり弾力的になっております。厚岸町においてもかなり緩くなっております。例えばいじめ、友人関係、部活などの理由で学校を変えたいということであればそれを認めている状況になっております。人数は、はっきり言えませんが、結構な人数が学校を変えている状況にあります。

●田辺委員

教育委員会のホームページの中でも、通学区域の辺については、相談に応じますよ。というようなことを上げながらやっている。その子供にとって何が大事なのかということを第一に考えて、通学区域の変更を弾力的にやってみようというのには当然のことというふうに思いますけど、通学区域を変更することによって、極端な話、学級の数、先生の数など色々な部分に児童数によって影響が出てきますよね。そうすると子供の保護者の考え方と地域全体が影響を受けてしまうということはないか、心配されるんですよね。こういう理由でいつ変更したのかというのを明確にして、きちんと理解してもらうのが大事かなと思ってまして、基準といいますかルールが定められているのかなど、時代が変わって、担当者が変わっていても、同じ扱いをしていく、当然時代が変われば考え方も変わるんでしょうけど、当然その辺を配慮されながら、やっていると思うんですけど、ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

●管理課長

おっしゃるように、通学区域の変更する場合の条件については、項目たてております。それを基本として認めるという内容になっております。先ほども説明しましたとおり、いじめですとか、部活、あと親の勤務地が通学したい学校の方にあるというような条件で、これに関しては無条件で変更するというような状況ではありませんので、基準に則って変更する、あるいは基準にのってなくても、特別な事情があると認めれば許可をするという流れになっておりますし、文書でも残っていますし、今後についても適切にやって行きたいと思っております。

通学区域を変えたことによる影響は、全くないとは言えませんが真龍小学校、厚岸小学校、真龍中学校、厚岸中

学校についてはそれほど心配はありませんが、厚岸小学校は全て1学級ですので、学級数が減るということはないですが、真龍小学校で40人（41人）ぎりぎり、1人減って、2学級になるところが1学級になるというような可能性はあります。その辺は本当に必要なのか十分に判断して行きたいと考えております。へき地の学校は児童生徒が減っております、幼児が真龍の保育所に来ている状況になっているようです、幼児が学校に上がる時に地元の学校に上がるとは限りませんので、その辺は、地域方に出向いて色々お話していきたいと考えております。それと就学校を変えた場合の通学については、スクールバス等の措置はないので、当然保護者の責任において通学してくださいという説明はしています。

●田辺委員 先ほども申しましたけど、その子供にとって何が大事なのかということを中心に考えて、全体的に理解を求めていくことが大切だと思いますので、その点よろしく願いしたいと思います。

●指導室長 今の課長の答弁の補足ですが、いじめなどの他に、不登校とか不適合というのが実態として多くなって来ています。その学校で中々なじめなかったり、いじめとかそう言うのではなくて、なじめないということで、不登校に入っていく、といところで学校を変えることによって、通えるようになったという子が多いものですから、今おっしゃられたように、その子にとってどうなのかということを中心に考えながらという対応が多くなってきているということをつけ加えさせていただきます。

●田辺委員 はい。わかりました。よろしく申し上げます。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第10号、「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

- 管理課長 ただ今上程いただきました議案第10号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的としております。

今回の改正については、平成28年度から厚岸町でも試行し、平成29年度からは本格実施する土曜授業について、土曜日と国民の祝日が重なった場合、実施できないため範囲がせばめられております。このことから日程調整を容易にし、選択肢が増すように国民の祝日においても授業日が可能とするため、改正したく本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書7ページをご覧ください。

議案第10号厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則でございます。

改正内容については、別にお配りしている議案第10

号説明資料「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」にてご説明いたします。

第33条は休業日を定めておりますが、4項中、「(第1号を除く。)」を削り、国民の祝日を授業日とするのを可能とするものです。

また、5項については、第1号を加え、国民の祝日を授業日とした場合、授業日を休業日にできるように規定を追加するものです。

さらに、新たに6項の規定、

「校長は、前2項の規定により、休業日又は授業日を振り替えるときは、予め教育長に報告しなければならない。」を追加するものです。

議案書7ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。とするものであります。

以上簡単ですが、議案第10号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、国民の祝日を授業日とすることができる事とする厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。ございませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第6、協議第1号を議題といたします。
平成28年度厚岸町立学校卒業式の参列者についてでありますけれども、私から学校名と参列者の氏名をご提案したいと思います。

3月15日（水） 高知小中学校濱委員、厚岸中学校渡部補佐、真龍中学校田辺委員、太田中学校、森脇委員

3月21日（火） 厚岸小学校私、真龍小学校濱委員
太田小学校田辺委員、3月24日（金）床潭小学校私、

●教育長 よろしいでしょうか。

（はい。の声）

では、そのように決定いたします。

●教育長 これより追加議案の非公開事件の報告についてを議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の報告第1号につきましては、管理課長に出席を願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席ただいて結構です。お疲れさまでした。

（休 憩）

●教育長 会議を再開いたします。報告第1号「教育長の報告すべき事項について」を行います。職員は報告内容の説明をお願いいたします。

●管理課長 （非公開事件のため省略）

- 教育長 内容については、ただいまの説明のとおりですが、説明の内容について、質疑ございますか。

(ありません。の声)

- 教育長 質疑がないということで、これで報告第1号を終わります。その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

- 教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第3回教育委員会を閉会します。ご苦労様でした。